



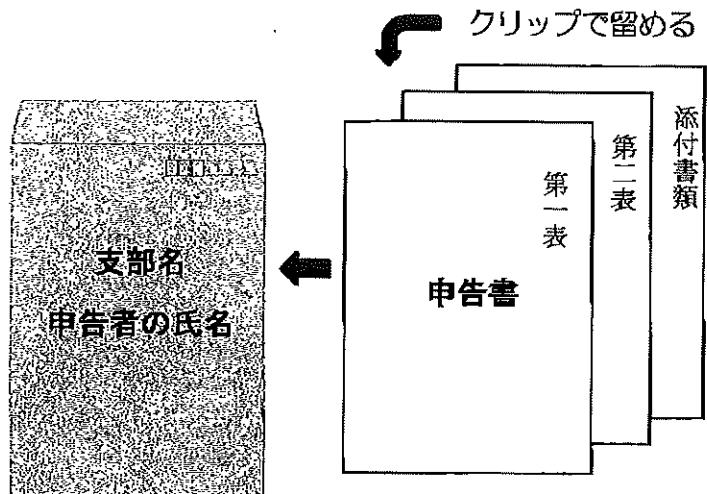
新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3
TEL 0254-22-4390
FAX 22-4705
2022.3.7
NO 2209

新潟県事業継続支援金(飲食関連事業者等) まん延防止等重点措置枠

申告書は必ず点検をして集団申告会場へ!

確定申告書を記入し終えたら、記入もれや添付書類に不足がないかよく確認しましょう。

申告書は「提出用」と「控用」に分けて、「提出用」には添付書類など一緒に提出するものをゼムクリップで留めるなどして、バラバラにならないようにしておきましょう。添付書類は、申告年と住所・氏名を記入した「添付書類台紙」に、はみ出さないように貼ってください。左図のようにまとめた申告書（提出用と控用）は、「支部名」と「申告者の氏名」を記入した封筒に入れて3月11日の集団申告に持参してください。



- ★「控用」も同様にまとめておく。
- ★消費税申告書と付表、その他届出書等も、それぞれ提出用と控用に分けて同封してください。



新発田市「売上減少事業者支援金」

【支給金額】 20万円（複数店舗 40万円）

【支給対象者】 1月21日以降の時短要請対象飲食店に、直接かつ継続して商品・サービスを提供している事業者。

【支給要件】 令和4年1月～3月のいずれか1ヶ月において、売上高が前年同月比20%以上減少している。

【申請期間】 2月28日～5月31日（当日消印有効）

【申請方法】 書面で郵送

※必要書類など申請に関する詳細は
民商までお問い合わせください。



【支給金額】 10万円

【支給対象者】 市内に本社・本店がある常時雇用する従業員が10人以下の法人と個人事業主

【支給要件】 2021年11月から2022年1月までの3か月合計の売上高が前年同期比10%以上減少している

※但し、月次支援金や時短協力金等を受給又は今後申請予定の事業所、市の売上減少事業者支援金（第1期）の支給を受けた事業所は対象となりません。

【申請期間】 2月14日～3月14日（当日消印有効）

必要書類など申請に関する詳細は民商までお問い合わせください。

3月11日（金）午前9時20分～

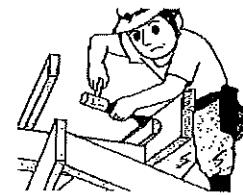
今年の集団申告は



新発田市生涯学習センター 講堂

デモ行進は行いません。集会終了後に会場で申告書を預かり、まとめて税務署と市役所に提出します。

一人親方労災保険に加入している皆さん



来年度（令和4年度）の「給付基礎日額」の変更を希望する方や、一人親方労災保険からの脱退を希望する方は、3月16日（水）までに民商事務所までご連絡ください。

3月末までに労働局に申請しないと、「給付基礎日額」の変更ができないかもしれません。来年度の保険料が発生したりしますのでご注意ください。